

< 承諾事項 >

第1条 (承諾事項)

表記参加申込者(以下「参加者という」)は本条記載事項ならびに本書記載のすべての事項を承諾し、遵守するものとします。

- A) 参加者は健康であり、サマースクールへの参加に支障をきたすような心身の障害または疾病を有していないことを確約します。
- B) 参加者は、サマースクールの活動において、事故や傷害の危険があることを承知します。
- C) 参加者は、サマースクールのスタッフによる指導・注意に従い、安全第一を心がけることに同意します。また、参加者が第三者に与えた損害に対しては、責任を持って補償します。
- D) 参加者自身の申し出、または参加者が他人や物に危害を与える、失踪する等、安全管理上プログラムへの参加を継続するのが困難と当クラブ側から判断された場合、参加者はプログラム途中で帰宅することに同意します。また、帰宅の際は現地まで参加者の保護者が迎えに来るようお願いします。その際の費用は保護者が負担し、参加費等の返金、他のコースへの振替ができないことに同意します。
- E) 参加者は、天候・波・安全面などにより、プログラムの内容が予告なく変更されることがあることに同意します。
- F) 乗艇時には全員が必ずライフジャケットを着用します。
- A) 艇体、付属品、ライフジャケット、ウエットスーツ等は真水で清掃して、元の場所へ戻します。艇体や付属品、レンタル用具を破損紛失したときは、必ず届け出ます。
- G) 未成年者のご参加については必ず保護者が参加者の全責任を連帯して負います。
- H) 参加者は、お金・携帯電話等の貴重品をサマースクールに持参した場合、期間中の紛失については自己管理するものとし、主催者には責任のないことに同意します
- I) 参加者は、当クラブ及びその関係者がプログラム中の参加者の写真、映像、音声等をホームページや新聞・雑誌・チラシ他の広告・告知媒体等で使用すること及び、参加者対象に配布や販売することを許可します。
- J) 当クラブは、参加者の発熱、腹痛、頭痛等疾病が疑われる場合など、保護者に連絡が取れなくても、医療機関での診察を受けさせる場合があります。参加者及び保護者は、この行為及びその際の医療費を負担することに同意します。
- K) 参加者は、当クラブに関連する情報、当クラブが別途契約を締結した第三者からの情報のうち当クラブの裁量により参加者にとって有益と判断した情報、その他当クラブからのお知らせ等を、参加者に随時提供することを承諾します。
- L) 申込書等にご記入いただきました内容は、サマースクール中の健康管理・指導の参考に利用いたします。また、サマースクール・イベントの情報をお届けする目的で利用させていただきます。
- M) 当クラブは前項記載の情報の提供の形態として、電話、携帯電話を含む情報通信機器等を通じて閲覧可能なウェブサイト、電子メール(HTML形式・テキスト形式等の如何を問わない)、郵便等によるダイレクトメール、その他の手段を通じて随時情報を提供することができるものとします。
- N) 一旦お振込いただいた参加費等は、返金いたしません。他の日程・コース・イベントへの「振替」(お振込金額分)とさせていただきます。但し、コース開始後のキャンセルの場合は振替え出来ません。次回、お申し込みの際に「振替での申込み」とお伝え下さい。「振替」の有効期間は翌年9月末までとします。天候その他の事由により、サマースクール不開催となった場合も「振替」となることに同意します。

第2条 (参加資格)

安全管理上、下記の事項にあてはまるお子様は参加をご遠慮ください。

- ・自分、他人、物に危害を与える方
- ・積極的に各プログラムに参加しない方
- ・スタッフからの注意喚起を無視するあるいは注意・禁止事項を守れない方
- ・日本語でのコミュニケーションが取れない方

サマースクール期間中に、お子様が上記に該当した場合及び失踪・その他 安全管理上危険な事由が発生する可能性がある判断した場合、保護者の方にお迎えに来ていただき、途中でお引取りいただく場合がございます。その場合に発生する費用は、お客様のご負担となります。また、参加料の返金はいたしません。

第3条 (レンタル)

レンタル用具は必ず貸し出しの際に現状の確認をクラブと行ってください。また、返却の際には、次の方が気持ちよく使用できるよう、必ず真水で綺麗に清掃のうえ、必ずクラブにレンタル用具の状態の確認を受けてください。

2 レンタル時の事故、物品の破損については全て参加者自身で責任を負い対処してください。レンタル用具やクラブ施設を破損した場合には、必ず、原状回復に要する費用をその参加者様にご負担していただきます。ただし状況により、全額弁償となる場合がございます。この場合、クラブがその損害を査定し、弁償金額を算出するものとし、その参加者はその内容に異議申し立てをしないものとします。

第4条 (利用艇の加入保険)

クラブならびに運営会社は、体験参加者の人的若しくは物的破損等について一切の責任を負いません。ただし、参加者はクラブもしくは運営会社が団体に加盟する以下の損害保険に加入のうえ受付時に500円の分担金を支払った場合で、その保険金をクラブもしくは運営会社が受給することが可能な場合に限り、その受給範囲において、その保障を支払います。ただし、その支払い判定については損害保険会社が行うものとし、参加者はその判定に一切の異議申し立てをしないものとします。

- A) 賠償責任保険は1億円、免責分1000円は参加者負担
- B) 搭乗者障害保険は死亡1000万円まで、入院5,000円/日まで、通院2,000円/日まで